

更埴体育館外 5 施設の指定管理者募集要項

更埴体育館外 5 施設の管理運営について、民間の活力やノウハウを活用して、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び千曲市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年 3 月 25 日条例第 3 号）の規定に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

本募集要項は、標記施設の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

1 募集の概要

(1) 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

(2) 施設の概要

① 更埴体育館

所在地	千曲市杭瀬下二丁目 4 番地
規模	敷地面積 19,036 m ² 延床面積 6,593 m ²
構造	鉄骨造、鉄筋コンクリート造 2 階建
開設年月	平成 30 年 5 月
開館時間	午前 9 時～午後 9 時 30 分
休館日	月曜日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日に当たる場合はその翌日） 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
施設の内容	アリーナ 面積 1,794 m ² (39m×46m) <ul style="list-style-type: none"> ・観客席 2 階固定席 1,568 席、1 階可動席 1,452 席 ・バスケットボール 2 面 ・バレーボール 4 面 ・バドミントン 10 面 ・テニス 2 面 ・ハンドボール 1 面 柔道場 面積 448 m ² (16m×28m) 2 面 剣道場 面積 480 m ² (16m×30m) 2 面 軽運動室 面積 108 m ² (6m×18m)

② 勤労者体育センター

所在地	千曲市大字稻荷山 2086 番地 2
規模	敷地面積 2,957 m ² 延床面積 1,005 m ²
構造	鉄骨造平屋建

開設年月	昭和 59 年 2 月
開館時間	午前 9 時～午後 9 時 30 分
休館日	月曜日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日に当たる場合はその翌日） 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
施設の内容	アリーナ 面積 720 m ² (24m×30m) <ul style="list-style-type: none"> ・バスケットボール 1 面 ・バレーボール 2 面 ・バドミントン 3 面 ・テニス 1 面

③ 東部体育館

所在地	千曲市大字生萱 120 番地
規模	敷地面積 4,633 m ² 延床面積 1,325 m ²
構造	鉄骨造平屋建
開設年月	昭和 61 年 2 月
開館時間	午前 9 時～午後 9 時 30 分
休館日	月曜日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日に当たる場合はその翌日） 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
施設の内容	アリーナ 面積 918 m ² (27m×34m) <ul style="list-style-type: none"> ・バスケットボール 1 面 ・バレーボール 2 面 ・バドミントン 4 面 ・テニス 1 面

④ 更埴テニスコート

所在地	千曲市大字稲荷山 2131 番地 2
規模	敷地面積 2,818 m ²
開設年月	昭和 56 年 10 月
開館時間	午前 9 時～午後 9 時
休館日	月曜日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日に当たる場合はその翌日） 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
施設の内容	全天候型（人工芝）コート 4 面 夜間照明あり

⑤ 東部テニスコート

所在地	千曲市大字森 86 番地
規模	敷地面積 3,361 m ²

開設年月	平成5年2月
開館時間	午前9時～午後9時
休館日	月曜日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日に当たる場合はその翌日） 年末年始（12月29日～1月3日）
施設の内容	全天候型（人工芝）コート 4面 夜間照明あり

⑥ 千曲市弓道場

所在地	千曲市大字稻荷山 2086 番地 9
規模	敷地面積 1,380 m ² 延床面積 383 m ²
構造	鉄骨造平屋建
開設年月	昭和62年12月
開館時間	午前9時～午後9時
休館日	月曜日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日に当たる場合はその翌日） 年末年始（12月29日～1月3日）
施設の内容	近的競技10人立 照明設備あり

(3) 利用状況（利用者数）

施設名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更埴体育館	61,758人	81,589人	99,997人
勤労者体育センター	11,274人	4,888人	13,627人
東部体育館	14,899人	16,973人	18,193人
更埴テニスコート	6,874人	8,151人	6,969人
東部テニスコート	1,461人	5,319人	4,873人
千曲市弓道場	206人	790人	837人

2 施設の設置目的及び管理運営方針

(1) 施設の設置目的

更埴体育館外5施設は、スポーツ振興と市民の健康増進を図ることを目的として設置した公の施設であり、スポーツや健康増進の拠点として、市民に対し、より開かれた身近な施設となることが期待されている。

(2) 基本方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを利用者に提供することにより、利用者が世代を超えて交流のできる、地域に根差した施設と

なることを目指す。また、千曲市のスポーツ拠点として、安全で快適な満足度の高い施設となるよう運営することにより、利用率の向上を求める。

(3) 維持管理方針

施設や設備は、その機能と特性を十分に把握した上で全ての施設を清潔に保ち、かつ、その機能を正常に保持するとともに、次年度の運営を視野に入れて、適正な維持管理と必要に応じた保守点検を行う。

(4) 開館期間中の運営方針

- ・利用者の安全対策を第一に運営すること。
- ・利用者に対応する時は、明るい笑顔で挨拶し、親切・丁寧を心がけるように努めること。
- ・利用者のニーズを常に把握し、管理運営に反映するように努めること。
- ・施設内を清潔に保つとともに、光熱水費の削減に努めること。

(5) 法令等の遵守

下記のほか、千曲市更埴体育館外5施設の管理運営に関連する諸法令の遵守が求められます。

- ・千曲市体育施設条例及び同施行規則
- ・千曲市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則
- ・地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ・労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・消防法、建築基準法ほか施設管理に係る法令
- ・千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例及び同施行規則
- ・千曲市契約における暴力団等排除措置要綱
- ・千曲市暴力団排除条例及び同施行規則
- ・その他施設の管理運営に必要な関連法令等

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設の管理及び運営に関すること

① 職員の配置等に関すること

- ア 統括責任者1名を配置すること。
- イ 電気及び機械設備の専門的知識を有する人員を配置すること。
- ウ その他、窓口業務や施設管理等に必要な人員を適宜配置すること。
- エ 職員の勤務形態は、施設の運営に支障がないように定めること。
- オ 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。

カ 地元雇用の創出・推進に配慮すること。

② 施設の利用に関すること

ア 施設の利用申請を受け付け、その申請に対して利用許可を行うこと。なお、利用許可申請などの申請に係る事務処理日数は、概ね1日とすること。

イ 利用申請時には、利用者からの相談を受け付け、必要な指導・助言を行うこと。なお、目的外利用等、疑義の生じる相談があった際には、市と協議を行うこと。

ウ 利用者から、利用料金を徴収すること。

エ 利用者数や徴収した利用料金等について、報告書を作成すること。書式・記載内容は協定において定めることとする。

③ 自主事業に関すること

ア 別に定める経費により施設の自主事業を計画し、実施すること。

イ 地域住民・利用者のニーズが反映されていること。

ウ 事業の対象者については、各年齢層や世代間交流を考慮すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 保守管理業務

ア 仕上材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ、美観を維持すること。

イ 建築設備（電気設備、給排水設備、空調設備、防災設備、昇降機設備等）は、日常点検、法定点検、定期点検等を行い、初期の性能を維持すること。

ウ テニスコートは、人工芝のメンテナンス業務を行い、性能を維持すること。

エ 備品については、施設の運営に支障をきたさないよう、管理を適正に行うこと。なお、破損・不具合が生じた場合は、速やかに市に報告すること。

オ 更埴体育館の電気設備及び給排水・衛生設備、空調設備、防災設備、昇降機設備の保守点検は、市庁舎総合管理業務において実施するため、本指定管理業務の対象外とする。

② 清掃業務

施設及び施設周辺の環境を維持し、快適な環境を保つため、清掃業務を適切に行うこと。ただし、更埴体育館の清掃作業は、市庁舎総合管理業務において実施するため、本指定管理業務の対象外とする。

ア 業務内容

床、壁、扉、ガラス、鏡、備品、照明器具、衛生機器等について、各施設の

場所ごとに、日常清掃、定期清掃を組合せ、環境整備に努める。

- イ 日常清掃の範囲
事務室、トイレ、倉庫、会議室など
- ウ 定期清掃等の内容
アリーナの床洗浄ワックス塗布など

④ 設備・備品管理業務

- ア 施設内備品の保守管理
施設の運営に支障をきたさないよう、施設内の備品管理を行うこと。
市が作成する物品管理簿の管理を行うこと。
破損、不具合の生じた時には、速やかに市へ報告すること。
- イ 消耗品
施設の運営に支障をきたさないよう、必要な消耗品を適宜購入し、管理を行うこと。
- ウ 事務備品
施設の運営に支障をきたさないよう、事務備品の管理を行うこと。
市が作成する物品管理簿の管理を行うこと。
破損、不具合が発生した時には、速やかに市へ報告すること。

(3) 緊急時及び災害発生時の対応業務

① 緊急時の対応

指定管理業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係各所に対して速やかに緊急事態発生の旨の通報をすること。

② 災害応急活動

指定管理者は、災害時において、市が千曲市地域防災計画に基づき行う災害応急活動等に協力すること。

③ 災害発生時の対応

開館時においては、施設利用者の避難誘導等の安全確保を最優先すること。

開館時、閉館時を問わず、施設の損壊等の被害を最小限に抑えること。

指定管理者は、災害時において、市が千曲市地域防災計画に基づき行う災害応急活動等に協力すること。

※更埴体育館、勤労者体育センター、東部体育館は、緊急指定避難場所及び指定避難所に指定されている。市は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合、

市民の安全確保のため、当該施設に避難所等を開設する場合がある。その際、緊急に開錠を依頼することがある。

(4) その他業務

- ① 更埴地域の体育施設の利用に関する窓口業務（受付、利用料収納等）
- ② 学校体育施設の利用に関する窓口業務（受付、利用料収納、鍵の受け渡し等）
- ③ 事業計画書及び収支予算書の作成
- ④ 事業報告書の作成
- ⑤ 月報及び四半期総括書の作成
- ⑥ 関係機関との連絡調整

(5) 指定管理者が再委託できる業務の範囲について

指定管理者は、指定を受けて実施する業務の全てを第三者に再委託することはできない。ただし、一部の業務については、市との協議の上、再委託することは可能である。

4 管理経費

指定管理業務に係る経費は、事業計画書において提示のあった金額を参考に、年度毎に予算の範囲内で支払う。

(1) 経費の支払

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として、四半期毎に支払う。

(2) 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理すること。

また、他の「公の施設」の指定も受ける場合、他の「公の施設」の管理口座とは別の口座で管理する必要がある。

5 有料施設の利用料金

(1) 有料施設の利用料金は、指定管理者の収入として取扱うこととする。利用料金制に伴い、管理経費の支払額は、本市の決定する利用料金見込み額を差し引いた額となる。また、指定管理者となった団体等は、千曲市と利用料金額の設定に係る協議を行い、条例の範囲内で利用料金額を決定することとする。なお、施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、事前に協議の上、市の定めた利用料減免の基準以外の基準を設定することができることとする。

なお、指定管理施設以外の施設の利用料金は、市の収入として取扱うこととする。

(2) 指定管理者が実施する自主事業（教室・講座）の収入は、指定管理者の収入とする。

6 管理運営状況に関するモニタリング

(1) 指定管理者により、施設が適正に運営されているかどうかを確認するため、市は定期的及び随時にモニタリングを実施する。

(2) 指定管理者は、当該施設の管理運営に当たって、利用者の意見・要望等を把握して管理運営業務に反映させるため、利用者からの意見聴取を行い、結果を報告する。

(3) 利用者からの意見聴取の方法については、市と指定管理者が協議して定める。

(4) 指定管理者は、市が指定する報告書を提出する必要がある、運営状況が適正でないと認められる場合は、市は指定管理者に対して指導を行う。

7 指定管理者と千曲市との責任分担

種類	内容	負担者	
		指定管理者	千曲市
物価変動	収支計画に大きな影響を与える急激な物価変動に際して、以下の特定経費の単価に関する責任分担は協議のうえ指定管理料を変更できるものとする (電気料金、ガス料金)	○	○
	上記特定経費以外のもの	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増	○	
税制変更	消費税の変更		○
	一般的な税制変更（法人税、固定資産税等）	○	
法令の変更	施設等の新設又は改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更		○
	管理基準の変更を要する法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更	○	
政治・行政的な理由による事業変更	政治・行政的な理由から、委任業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更若しくは業務の停止を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費		○
施設・設備の修繕・改修	経年劣化によるもの（1件20万円以下）	○	
	経年劣化によるもの（1件20万円超）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定	○	

	できるもの		
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件20万円以下）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件20万円超）		○
	不可抗力により発生した市の損害、損失及び増加費用		○
	不可抗力により発生した指定管理者の損害、損失及び増加費用	○	
	指定管理者の管理責任によらない重大な欠陥が発生した場合	○	
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減	○	
	不可抗力等やむを得ない事情における利用者の減少等に伴う減収等損失及び対応等に要する経費		協議
苦情対応	施設利用者等からの苦情対応	○	
事故対応	施設及び管理地内における事故への対応	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災など）による施設・設備の復旧費用		○
利用の変更、中止及び延期	千曲市の責任による変更、中止及び延期		○
	指定管理者の責任による変更、中止及び延期	○	
	利用者の責任による変更、中止及び延期	○	
	利用者の利用放棄、破綻	○	
損害賠償	指定管理者の瑕疵又は責めに帰すべき事由による損害	○	
	施設構造上の欠陥のほか、市の責めに帰すべき事由による損害		○
保険加入	施設賠償保険、火災保険への加入	○	
管理責任	包括的管理責任		○
その他	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中に業務を廃止した場合における指定管理者の撤収費用	○	

8 申請者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 千曲市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 社会更生法第 17 条又は民事再生法第 21 条の規定による更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされた場合は、更生手続きの開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 最近 1 年間の法人税、消費税、地方消費税及び市県民税を滞納していないこと。
- (5) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体とする。なお、団体の場合は必ずしも法人格を必要としないが、個人では申請することができない。
- (6) 消費税の適格請求書保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体であること。ただし、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合又は利用者が適格請求書を必要としない消費者等に限られることが明確な場合はこの限りではない。

9 募集要項の配布等

(1) 配布場所

千曲市教育委員会スポーツ振興課

〒389-0806 千曲市大字磯部 1406 番地 1（戸倉体育館内）

電話：026-276-1731 FAX：026-276-1739

Eメール：spo@city.chikuma.lg.jp

(2) 配布期間

期間：令和 6 年 7 月 26 日（金）から 8 月 30 日（金）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く

時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(3) 募集要項に関する質問受付

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

受付期間：令和 6 年 8 月 5 日（月）から 8 月 16 日（金）まで

受付方法：任意の質問書に記入のうえ、Eメールに添付あるいは F A X にて送信すること。

質問の回答：募集締切日の 10 日前までに、千曲市ホームページで公表する。

10 提出書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、提出期間内に次の書類を市長に提出することとする。

- (1) 千曲市公の施設の指定管理者の指定申請書 様式第1号(千曲市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(以下、「規則」という。)第2条関係)
- (2) 千曲市公の施設の事業計画書 様式第2号(規則第2条関係)
- (3) 千曲市公の施設の管理に関する業務の収支予算書 様式第3号(規則第2条関係)
なお、申請者において様式第2号及び第3号の要件を満たす独自の事業計画及び収支予算書を作成して提出してもかまわない。
- (4) 定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本(法人以外の団体にあつては、会則等)
- (5) 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録

1.1 応募者説明会

応募方法、応募書類、指定管理者業務等について説明会を開催する。(参加人数については、1団体につき1名までとし、参加希望団体はあらかじめ連絡すること。)

- (1) 日 時 令和6年8月5日(月) 午後1時30分から午後2時まで(予定)
- (2) 場 所 戸倉体育館会議室

1.2 申請書の提出先及び受付期間

提出先：募集要項配布場所と同じ

受付期間：令和6年8月21日(水)から令和6年8月30日(金)まで 必着

1.3 指定管理者の選定等

(1) 指定管理者選定の方法

指定管理者の選定は公募型プロポーザル方式を採用する。

一次審査として、担当課(スポーツ振興課)で申請書類の内容についてヒアリングを実施後、専門部会による審査を行う。ヒアリングの実施日時については、申請書類の提出後、協議により日程調整をする。

次に、二次審査として、指定管理者選定委員会により評価・審査を行い、同委員会が指定管理者の候補者を決定する。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、応募書類を提出した応募者全員に対して通知するとともに、ホームページへの掲載等により公表する。

(3) 協定の締結

千曲市と優先交渉権者は細目について協議を行い、仮協定を締結する。また、指

定議案及び予算の議決後、正式に協定を締結する。

1 4 選定の基準等

(1) 選定基準

千曲市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例第3条の規定による。

- ① 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- ② 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する者であること。

(2) 審査項目

指定管理者制度導入に係る基本指針に定める評価基準に基づき審査を行う。

- ① 住民の平等利用を確保する運営
 - ア 団体運営の透明性・公正性
 - イ 利用者への対応、接遇
- ② 施設効用の最大限の発揮と管理経費の削減
 - ア 効率的効果的な運営への取り組み
- ③ 管理を安定して行う物的・人的能力
 - ア 団体の理念・姿勢
 - イ 受託への意欲・熱意
 - ウ 団体の安定性・継続性
 - エ 施設管理の安全性への配慮
 - オ 職員体制と職員の育成

1 5 応募に際しての留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じる。接触の事実が認められた場合は失格となることがある。

(2) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできない。

(3) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(4) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

(6) 提出書類の著作権

本市が提出する設計図書等の著作権は、千曲市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。なお、本事業において公表する場合、その他本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。

(7) 指定管理者審査に関する情報の公開

指定管理者審査過程における申請団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定された団体の選定理由及び事業企画提案の概要（個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く）については、原則として市は公開の対象とする。

また、提出書類については、千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づき公開請求があった場合は、当該条例に定める非公開情報を除き公開とするものとする。

1.6 指定管理者の取り消し等

指定管理者の優先交渉権者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、指定管理者による事業の履行が確実にないと認められる場合、または、著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定管理者の指定の決定を取り消すことがある。